

# daily コラム

2009年7月30日(木)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

## 「普通株」って何？

ほんの十数年前までは、株式と言えば「額面株式」と「無額面株式」があるぐらいで、その株式にどんな違いがあるかと言えば、株券に券面額があるかないかの違いで、株式に内在する権利、**配当金をもらう権利**（配当受領権）、**株主総会に参加する権利**（議決権）、**会社が解散・清算した場合に残った財産をもらう権利**（残余財産分配請求権）などには違いはありませんでした。あえて、株式の権利に違いがある株式が存在していたと言えば、それは、「譲渡制限株式」くらいです。しかし、その株式も譲渡の制限があるだけで、上記3つの権利は、欠けることなく持っていました。したがって、「普通株」という名の株式は存在しませんでした。

### （1）普通株の存在

しかし、その後、旧商法時代においても権利の内容を異にする株式、**優先株**（配当を優先的にもらう権利のある株式）、**劣後株**（配当より経営権を優先する株式）、**議決権制限株**、**拒否権付株**（黄金株、全議案に拒否権）などの発行が容認され、会社法になってからは、さらに多様な権利の内容の異なる株式、いわゆる**種類株式**の発行が定款変更によっていつでも可能になりました。

そこで、普通株の存在は、上記3つの権利を何ら制約なく行使できる株式を「普通株」と呼び、それ以外の株式との違いを明らかにすることにあつたようです。株式市場で売買されている株、そして、未上場の中小企業の株の殆どがこの「普通株」です。

### （2）種類株式発行の目的

上場会社にあつては、種類株式発行の目的はファイナンス（資金調達）です。

一方、中小企業にとっては、オーナー社長の相続対策、あるいは、後継者の経営権確保を目的に発行されます。しかし、議決権制限株、拒否権付株といった種類株を発行しなければ経営権がスムーズに移譲できないことの方が問題かもしれません。

### （3）種類株式の相続・贈与の評価

一定の種類株式については、5%相当額の評価減があります。しかし、減額したその5%相当額は、それ以外の株式（普通株を含む）の評価額に加算して評価しますので、株式全体の評価額は変わりません。なお、拒否権付株式（黄金株）は、普通株式とその評価に差異はありません。



最近、種類株が出てきて普通株の存在が希薄に！